

南国市職員募集

試験区分	受験資格	推薦予定人数
行政Ⅰ	昭和47年4月2日～昭和59年4月1日までに生まれた方 学歴は問いません	若干名
行政Ⅱ (身体障害者対象)	同上 障害の程度が1級から4級までの身体障害者手帳の交付を受けており、自力による通勤が可能で介護人なしで通常事務遂行可能な方	1名程度
消防士	身長1.6m以上、胸囲は身長×0.5以上、体重は52kg以上、視力1.0以上(矯正視力1.0以上の場合は裸眼視力0.5以上)、身体強健な方で、採用後市内に居住できる方	2名程度
保健婦・士	昭和47年4月2日～昭和59年4月1日までに生まれた方で、保健婦・士の資格を持っている方、または平成14年4月末までに資格取得見込みの方	1名程度

*詳細については、試験案内に記載。

■申込期間／9月5日(金)～21日(金) 9:00～17:00

▶土・日・祝日は閉庁のため受け付けできません。
郵送による場合は、9月21日(金)の消印まで可

■採用試験日／10月21日(日)

■申込書記布場所／市役所総合案内・総務課職員係

▶郵送による申込書請求は住所・氏名を記入し、120円切手を貼った返信用封筒(角2)を同封してください。

※申込用紙の請求・お問い合わせは、

総務課職員係(〒783-8501 南国市大堀甲2301
☎880-6551)まで



■登録事項の変更届けを！
次の場合、変更届の手続きをしてください。
▼犬が死亡したとき
▼犬の所有者変更や、所有者の住所が変わったとき
▼家族の一員として愛情と責任を持って最後まで大切に飼いましよう。
※お問い合わせは、
生活環境課環境公害係
(☎880-6557)まで

動物情報ネットワーク システムを利用しましょう

犬を飼いたい方、譲りたい方、迷子になった犬を探している方は、インターネットを利用して掲載または、閲覧することができます。

【アドレス】

<http://www.med.net-kochi.gr.jp/dogstation>

※お問い合わせは、

県健康福祉部業務衛生課食品保健班
(☎823-9672)まで

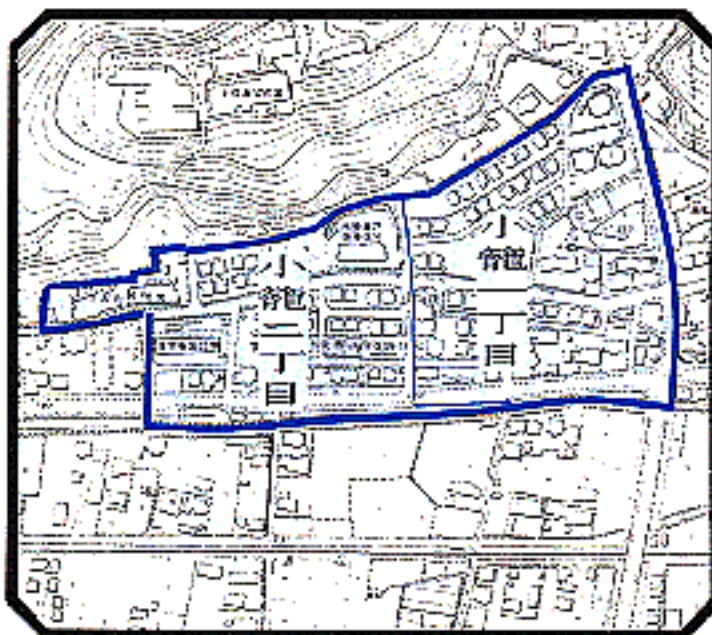


■町を新設する区域の名称

えき まい ちよう

駅前町(五丁目)

■実施日／平成13年9月1日



■町を新設する区域の名称

こ づ へ

小籠(一丁目・二丁目)

■実施日／平成13年9月1日

※お問い合わせは、都市計画課都市計画係(☎880-6562)まで

住居表示についてのお知らせ

平成13年度住居表示整備事業により、左図のとおり新たに小籠一丁目・小籠二丁目および駅前町五丁目として新設しましたのでお知らせします。



犬・猫を飼っている皆さんへ

犬や猫に対する苦情が最近多く寄せられています。他人に迷惑をかけないように飼いまししょう。

■犬の放し飼いは「放し害」

朝夕、運動や排便のために放す方がいます。放し飼いにし、他人の庭や畑を荒らしたり、咬む事故を起こしたり、よその犬から病気をうつされたりします。



■犬の糞の放置に「フン害」

犬を飼うなら毎日の散歩は欠かせません。他人の土地や公共の道路・公園は、犬のトイレではありません。上図のように糞を拾って適正に処理しましょう。

■猫は室内で飼おうよ！

猫をめぐる問題の多くは、屋外での行動によるものです。室内飼育のメリットは次のようなことです。

- ▼近隣へ迷惑をかけない
- ▼交通事故や虐待にあわない

▼不必要な交配をしなくなる

▼野良猫を増やさない

▼伝染病を予防する

＊いつも室内にしていると運動不足になりがちです。時々引き紐をつけて散歩に連れて行きましょう。

■捨て犬・捨て猫を

してはいけません。飼えなくなったり、子犬・子猫が生まれた場合は、新しい飼い主を探しましょう。

■犬・猫の引き取り

毎月1回、飼い犬・飼い猫、飼い主不明の子猫（飼い主不明の親猫は引き取りません）を引き取ります（今年度は次の日程です）。

▼引取月日／10月2日（火）

11月6日（火）、12月4日（火）

平成14年1月8日（火）

2月5日（火）、3月5日（火）

▼ところ／市役所北側駐車場

時間／午前9時～9時30分

＊印鑑をご持参ください。

■登録届を！

登録をしていない犬は登録をしましょう。

南国市高齢者憲章を制定

「長生きは命の芸術品」という言葉があります。わたしたち南国市民は、高齢者が家庭や社会で尊重され、ともに支え助け合い、命のすばらしさを実感できる長寿社会をめざして、この憲章を定めました。

- 1 高齢者が、地域の人々の交流とふれあいの中で、人生のすばらしさを伝えられるまちにしましょう。
- 2 高齢者が、生き生きとした人生を送り、安心して歳を重ねることのできるまちにしましょう。
- 3 高齢者が、培ってきた豊かな知識と経験を、社会で活かすことのできるまちにしましょう。
- 4 高齢者が、長年社会の発展に貢献してきた者として、敬愛されるまちにしましょう。
- 5 高齢者が、世代を越えた交流の中で、お互いに尊重し、ともに支えあえるまちにしましょう。

※お問い合わせは、保健課高齢者介護保険係（☎880-6556）まで

印鑑登録証明書の様式変更

印 鑑 登 録 証 明 書 見 本

姓 名	氏 名	印 鑑
10月1日	4月22日	4月22日
住所（〒）100-0001		

この等しい。登録された印鑑と見合えないことを証明する。

市長 佐々木 隆

※住民票と同じ大きさの用紙になります

10月1日から印鑑登録証明事務のOA化に伴い、印鑑登録証明の様式が上図のように変わります。市民サービスの向上のため、システムを導入することにより窓口業務のスピードアップを図ります。＊申請手続きは、従来と同じです。

※お問い合わせは、市民課市民係（☎880-6555）まで